

プライムファクター株式会社の秘密保持契約（案）

守秘義務契約書

株式会社***（以下「甲」という）とプライムファクター株式会社（以下「乙」という）とは、甲から乙に委託する翻訳業務（以下本業務という）に際して、甲から提供される情報、ならびに本業務によって得られた成果品（以下成果品という）に関する秘密保持について、以下のように誓約する。

第一条（秘密保持義務）

（1）乙は、本業務の受託に関して甲から提供された情報（以下本情報という）および成果品を厳重に秘密として保持し、乙の事前の承諾なしに第三者に開示または漏洩してはならない。

（2）前項の規定に拘わらず、本情報が以下のいずれかに該当することを乙において証明したものについては、その証明と同時に秘密保持義務の対象から除外される。

- 開示を受けた時に既に公知、公用の情報。
- 開示後乙の責によらず公知、公用となった情報。
- 開示を受けた時に既に知得していた情報。
- 開示を受けた後、正当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなしに入手した情報。
- 法令または所轄官庁の通達により公に開示することが義務づけられた情報
- 乙が、機密情報とは無関係に開発、創作した情報。
- 甲が乙に対して機密情報から除外されることを通知した情報。

第二条（資料の管理）

本情報については、乙は厳重に管理のうえ甲の業務を担当する従業員並びに関係者のみで取り扱い、秘密保持義務について乙の従業員並びに関係者に遵守させる。本情報の複写または複製は、本業務の履行のため、必要かつ最小限の範囲、数量に限り認められるものとする。

第三条（業務の委託）

乙は、第三者に本業務を再委託した場合、当該第三者に対して、本契約により乙が負うのと同等の秘密保持義務を課するものとする。

第四条（著作権の帰属）

甲は乙から成果品についての著作権の譲渡を受けるものとし、乙は、成果品に関する自己の著作人格権を行使しないものとする。

第五条（目的外使用の禁止）

乙は、本業務以外の目的に本情報および成果品を使用、転用または流用してはならない。

第六条（損害賠償）

乙が本契約に定める各条項に違反し、それにより甲が損害を被った場合は、乙はその損害を賠償しなければならない。

第七条（協議解決）

本契約書に定めない事項については甲・乙信義に従い誠意を持って協議のうえ別途これを定めるものとする。

第八条（合意管轄）

前条に基づく協議においても解決に至らない、本契約に関連したまたは付随して発生した紛争に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに両者は合意する。

第九条（有効期間）

本契約の有効期間は本契約締結の日から1年間とする。ただし期間満了の1ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも別段の意思表示がない限り、本契約の有効期間は更に1年間延長され、以降も同様とする。

第十条（契約終了後の措置）

本契約が期間満了また解約後においても第一条、第四条、第八条は、なお有効に存続する。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各一通を保有する。

平成〇〇年△△月□□日

甲 東京都江戸川区南葛西4-21-3-402
プライムファクター株式会社
代表取締役 榎 秀行

乙